

産業構造審議会地域経済産業分科会工場立地法検討小委員会（第35回）

議事録

日時：平成29年12月15日（金）15：00～16：30

場所：経済産業省別館11階1115会議室

出席者

松原委員長、伊藤委員、浦田委員、清水委員、田島委員、飛田委員、北村委員、
中田委員、樋口委員

議題

1. 工場適地調査の見直しについて
2. 地域未来投資促進法の現状について（報告）

議事内容

○伊藤企画官　本日は、皆様お忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。定刻になりましたので、ただいまより産業構造審議会地域経済産業分科会第35回工場立地法検討小委員会を開催させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、議事に先立ちまして、私から報告をさせていただきたいと思います。

本日は、委員及び専門委員10名の方のご予定でございますが、そのうち9名のご出席をいただいております。当産業構造審議会の運営規程第13条第6項に基づき、定足数を満たしていることをご報告いたします。

続きまして、あらかじめ委員の追加等がありましたので、私のほうからご説明をさせていただきます。

今回より、委員として、株式会社日本政策投資銀行地域企画部参事役でいらっしゃいます清水希容子様に新たに就任いただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

また、今回、工場適地調査に係る検討ということになっております。その専門委員といたしまして、3名の方にご参画いただいております。

最初に、北海道経済部産業振興局産業振興課立地担当課長でいらっしゃいます北村英士様でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、岡山県総社市産業部長でいらっしゃいます中田暢彦様でございます。

続きまして、新潟県聖籠町東港振興室長でいらっしゃいます樋口豊志様でございます。

なお、本日、武田委員は、職務のご都合によりご欠席の予定と伺っております。

なお、資料の中に委員名簿を資料1として入れさせていただいておりますが、このほか、オブザーバーとして関係省庁にもご参画いただいております。

それでは、これより議事に入りますので、本委員会委員長の松原先生に進行をお願いしたいと思います。どうかよろしく願いいたします。

○松原委員長　委員長を仰せつかっております、東京大学大学院総合文化研究科の松原と申します。よろしく願いいたします。

年末のお忙しい中、皆様お集まりいただきまして、ありがとうございます。今日は、非常に大事な案件を皆さん方と議論させていただきます。

議事に入っていきますけれども、まず初めに、経済産業省の飯田地域経済産業グループ長よりご挨拶をいただきます。よろしく願いいたします。

○飯田グループ長　経済産業省の地域経済産業グループ長の飯田でございます。本日は、皆様方、遠くから年末の押し詰まった時期にお集まりいただきまして、本当にありがとうございます。

私ども、経産省で地域経済産業を担当している部署でございます。我々の最近の認識では、業種とか地域によって差はありますけれども、地域経済は、かなりよくなってきているという印象がございます。有効求人倍率をみても、それが表れているのかなと思っております。

ただ、もう一段地域経済を活性化させるための施策が必要だということで、地域未来投資促進法を前回の国会で成立させていただき、通っただけでは意味がございませんので、今まさにそれを自治体の方とも協力し、各事業者に活用して頂き、成果を出すべく取り組んでいるところです。この法案審議の中で、せっかくいい取組が出てきている一方、工場の用に供する土地をきちんと把握しているのかという御指摘を受けました。正直申し上げて、私ども必ずしも万全な対応をしてこなかった面もありました。

従って、国会において、しっかり体制をつくるということをお約束して、今回この場で、皆様方のお知恵をおかりして、これまで以上にしっかりしたものをつくっていきたいというふうに思っております。

もう一つは、EBPMということで、ちゃんと政策は根拠をもってつくり、根拠をもって検証していくということで政府全体の取り組みが進んでおりまして、統計をちゃんと使

えるようにするということがあります。また、統計はもちろんいろいろな方にご協力頂いて作成しており、ご協力いただく方にもご負担をかけているわけですから、ちゃんと意味があるものに絞って、ご協力頂く方に配慮して統計をつくるべしということを含めて、各役所にE B P Mの責任者を置いて進めるということになっております。

その両者の観点から、今回の議論は大変大事な検討だと思っております、本日ご議論賜ったことを踏まえて、しっかり制度に落とし込んでまいりたいと思っておりますので、ぜひ忌憚のないご意見を賜ればというふうに思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○松原委員長 飯田グループ長、ありがとうございました。

それでは、配付資料の確認を事務局のほうからお願いいたします。

○伊藤企画官 それでは、配付資料の確認をさせていただきます。

本日はペーパーレス会議とさせていただいておりますので、委員の皆様のお手元に配付しておりますタブレット端末で配付資料をご参照いただくといったようなスタイルになります。

操作方法につきましては、こういったA 4 の1 枚紙を机の上に置かせていただいております。こちらの操作方法をご覧くださいながら、進行中に不具合等発生しましたら、プレートを立てていただければ、係員が向かいます。こういった場合は、手を挙げてくださいといってもなかなか挙がりませんので、どうぞ遠慮なくお願いしたいと思います。

資料の内容でございますけれども、資料1として、先ほど少し申し上げました委員名簿をつけております。また、資料2といたしまして、この小委員会の公開について、資料3につきましては工場適地調査の見直しについて、また参考資料として、前回の小委員会の配付資料、及び参考2として工場適地の選定基準についてという資料を入れております。また、このほかに、今日は報告事項といたしまして、地域未来投資促進法の現状についてご報告するということになっておりますので、資料4としてそのような資料をつけさせていただきます。

また、本委員会の公開について、資料2もあわせてご説明させていただきます。i P a dでご操作いただければと思います。

議事要旨は無記名といたしまして、私どもの文責のもとで作成して、開催後、速やかに公開をいたします。議事録でございますけれども、原則1 カ月以内を目途に、発言者の名前を各委員のご了解のもとで記載した上で公開をするということになります。配付資料は

公開という扱いになります。また、傍聴につきましては、小委員会の運営に支障を来さない範囲で原則として認めていくということでもあります。

また、個別の事情が発生しましたら、会議または資料を非公開とするかしないかということについては、委員長に一任をさせていただくということになります。小委員会の開催日程は、事前に周知しているとおりでございます。

以上でございます。

○松原委員長　　どうもありがとうございました。

あと、委員以外に今日は各省庁からオブザーバーで、後ろのほうに座っていただいておりますけれども、非常に多くの方が来ておりますので個々のお名前は省略させていただきますが、よろしく願いいたします。

それでは、議事次第に従いまして、「工場適地調査の見直しについて」、事務局より説明をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○伊藤企画官　　それでは、事務局より「工場適地調査の見直しについて」、資料3に基づきながらご説明をいたします。20分強でご説明をさせていただきます。

3点を中心にお話しします。まず1つは、現状、現況についてご報告をするとともに、次に、そこから導き出される課題についてお話をします。その上で3点目として、私どもとしてこうあるべきではないかといった方向感をお話ししたいと思います。

まず、1ページめくっていただきまして、現況についてであります。ご承知のことも多いかと思いますが、改めてご説明をさせていただきます。工場適地調査は、工場立地法第2条の規定に基づきまして実施をしております。その自然条件や立地条件がどういったものかを詳細かつ正確に実地で調査して、工場を設置しようとする者の用に供するといったことが目的でございます。

その内容はここに記載しておりますが、種別としては2種類ありまして、自治体に関する調査、工場適地に関する調査の2つがございます。原則、毎年1回1月に調査を開始して、夏頃に、経済産業省ホームページに公表するといったスケジュールとなります。主体としては、都道府県、市町村の協力を得て実施しているということになります。対象となる工業用地でございますけれども、原則として3ヘクタール以上のまとまった土地であるということになっております。具体的に参照条文として、工場立地法の第2条を記載しております。

2ページから4ページにかけて、その具体的な内容というのを改めてここでご紹介した

と思います。2ページをご覧くださいければと思います。こちらでは、現在経産省のホームページで公開しております適地調査のありのままを載せさせていただいております。一言でいえばエクセルの表になっておりまして、これがずっと横に続いております。52項目ありまして、2ページ目、3ページ目、4ページ目と続いています。

主だったものでいきますと、例えば一番上の北海道の伊達・長和の工業用地、工業団地についていえば、その所在地であるとか気候、電力需要等の立地条件、大気汚染防止法などの公害防止、そういった項目がずっと続きまして、3ページ目ご覧いただきますと、市町村の協力事項としてどういった支援策、条例に基づくどういう融資であるとか、そういった税制面の配慮があるかといったようなことが書いてある中で、以下、地目別の面積であるとか、土地の所有者であるとか、誰が造成したであるか等々、ずっと4ページに向けて記載が並んでおります。多くの方に聞いてもおりますし、私どもも最初にこれをみた当初からの思いで申し上げれば、調査項目が非常に多く、見にくいといったこともありますし、記号が付記されておりますので、一旦それをみても、また改めて調べなければいけないといったような非常に手間のかかるような内容になっているということでもあります。一言で申し上げて、労が多い割には実りがそれほどはっきりとあらわれていないような示し方ではないかということでもあります。

5ページ目と6ページ目でございますけれども、誰が使うかといった視点から、しっかりと調査の項目なりあり方というのを検討することが本質であると思います。そういった意味でいくと、まず5ページ目は、ユーザーとして、最も利用価値があると思われる企業の方々についてです。ここでは企業立地動向調査を踏まえまして、幾つかのポイントを抽出しております。

左側の表を見比べながら少しお話を聞いていただければと思いますが、まず表1は、これは開設の種別でございますけれども、新設と増設とあります。新設は引っ越しも含めてということになりますが、いずれが多いかという、一貫してここ十数年来、もっと前にさかのぼっても、やはり新設が多いわけでありまして、他方で表2でありますけれども、工場適地の中に立地している件数の比率はどうかというと、平成19年より前の時代にはおよそ25%、年によっては30%に近いような数字の年もありましたけれども、ここ10年来で場合によっては1桁ぐらまで低減して、長期低落傾向にあるということでもあります。

また、その面積、立地件数といったものをつぶさにみますと、表3になりますけれども、今、工場適地調査で対象としている3万平方メートルより小さい規模の用地への立地件数

が、赤囲みになりますけれども、非常に多いということでもあります。数字は書いていませんが、口頭で申し上げると、件数でいきますと1,026件のうち937件が3万平方メートル以下でありまして、91.3%がここでいう中小規模ということになります。面積で見ましても、単位は1,000平方メートルですけれども、ここは1万1,1972のうち5,337ということで、面積でいけば、大きいものは件数が少なくとも1つ当たりの影響が大きいので44.6%、5割弱が3万平方メートル以下であるという数字になります。

一方で、右側の立地企業の要望については、税の減免から補助金等々、いわゆる具体的な支援策以外の部分について、あるいはそれを踏まえても、既存のインフラストックの照会というのが非常に多く、既存のものをできるだけリードタイムを短くして、初期投資を抑えてしっかり有効活用していきたいといったような活用ニーズが非常に強いということでもあります。

従いまして、私どもはこれをみて、一定の判断としては、3万平方メートル以下の中小規模以下の用地も含めて、跡地、遊休地といった既存のインフラの捕捉率も高めながら適地調査の活用の幅を広げていくのがいいのではないかとこのように考えております。

6ページでございますけれども、もう一方のユーザー、地方公共団体にとってみれば、作成主体でもあり、実際、誘致営業というものも自治体間でやっておりますので、ユーザーでもあります。その地方公共団体に10月にアンケートをとらせていただきました。都道府県だけでなく、中核市の主だったところにもご協力をいただいています。率直にお答えくださいとって率直に返ってきた結果がこの内容でありまして、そういう意味でいきますと、左下、「活用している」というのはほとんどなくて、「活用していない」理由として、最新でなかったり、県独自でやっていたりといったような事情があるとの回答となりました。

右側の問3つ、代表的なものを挙げています。主に不満、こうあるべきだという内容になっていますけれども、まず一番上の枠内ですが、項目が非常に多くて、最低限必要とする項目に絞るべきだ。2つ目の遊休産業用地については、これはなかなか把握し切れない部分があって、民間の不動産協会とか、あるいは自治体が所有していても、一度企業が立地して、その後転売すると追跡が難しいので、そういった情報というものは非常に価値があるということです。

一番右下、その他でありますけれども、山林とか原野の用地ではなくて、立地が可能な用地のみとする運用が必要だし、見せ方というのは非常に大事ではないか、そういったユ

ユーザーサイドのニーズがあるということになります。

従いまして、7ページでございますけれども、私どもも、この業務についてから日々できるところから改善をしていこうという流れの中で今回の見直しに立っております、29年、ことしの5月の末に、一旦私どもがもっている全国集計データと立地センターが所有している用地ガイドに相互リンクを張らせていただいて、7月の未来法施行時には、さらに中小機構が造成した団地の遊休地データなども統合した情報というのを一括掲載するところまで至っております。その上で、今回新たに抜本的に遊休地の把握・利活用も念頭に置きながら、ユーザーにとって真に必要な、活用いただけるような情報の提供の仕方というものを追求したいと思ひまして、適地調査を大幅に見直してはどうかというご提案になります。

具体的な検討の方向性でありますけれども、8ページ以降になります。8ページは全体をまとめたものでありまして、10項目ほどあります。ポイントとしては、いろいろなデータが今世の中にありますので、そういったものを統合してマスターファイルをつくりながら、利用者の利便に資する情報をできるだけ多く、見せやすく、そして自治体に負担がかからないようなことを念頭に置いて今回は見直しをやっていきたいということになります。

具体的には9ページ以降になります。簡単に説明をさせていただきます。まず、9ページですけれども、既存の資料というのは非常に多いのですね。オレンジ色のところ、真ん中で書かせていただいておりますように、適地調査以外に今申し上げた用地ガイド、中小機構のデータ以外にもたくさんあります。下の枠囲みの中ですが、こういったものを一旦統合させていただきたいと思ひまして、これを今年度中にやりたいと思ひています。ただ、各種調査の用地情報を統合するといっても、項目も違えば対象となっている用地の大きさとか条件が全部違ってきます。ですから、こういった一覧の表にはしていくのですが、歯抜け状態のような形にどうしてもならざるを得ません。

書いていませんが、例えば茨城県の例として、茨城県は企業誘致熱心で実績も多いところではありますが、例を申し上げますと、これらを全部統合してデータをつくると、適地調査の112から始まって、用地ガイドの21、日本立地ニュース社の90など、重複もあるのですが、大体150前後の工業団地数、工業用地数が載ってくるようなイメージになります。

そういったマスターファイルを作成した上で、以降のことをやっていきたいと思ひています。まず10ページなのですが、1つは捕捉率を高めたいと思ひておりまして、先ほどの

立地の動向にもありましたけれども、中小規模の用地、企業立地が昨今多い状況であります。かといって、例えば1,000とか1,500、3,000といった用地まで、いきなり捕捉率を高めたいがために調査対象を広げると、実績、信頼がない中でいきなりそういった風呂敷を広げても、なかなか作業される自治体の方、あるいはそれを使われる企業の方のニーズ実需に即対応できているかということ、まずは信頼性を高めたいということのほうが重要だと思っておりますので、ここは、今の工場立地法上の特定工場の定義にうたっております9,000平方メートルといった数字を一旦挙げさせていただいて、それ以上の用地を対象とすることで、今回捕捉率を高めさせていただけないかと思っております。

イメージとしては、オレンジ色の枠2つに書いていますけれども、上の段、現況ですけれども、使用中の用地といわれるものが、国土利用計画等に記載されているものから算出すれば15万ヘクタールあります。私どもが把握している適地調査の中で、立地の未決定の面積というのが2.2万ヘクタールありまして、そこから原野、山林等になっている未造成地を除けば、それが0.6あります。2.2から0.6を引いた1.6万ヘクタールというものが、この遊休地といわれる部分に該当するものだと考えております。ただし、これが絶対量かということ、全くそんなことはなくて、これ以上であるということしか今のところわからないということでもあります。今回は、先ほど申し上げたマスターデータとなる台帳を整備して、より多くの全国の用地を把握するという事に努めます。

下の囲みになりますけれども、まず①の遊休地の中の跡地の部分については、積極的な情報収集を自治体と一緒にやっていくということに尽きると思います。また、遊休地のうちの未分譲用地、オレンジ色の部分ですけれども、これは把握していてもまだ産業用地ガイド等に掲載されていないような用地というイメージでありまして、これらについては、実施要領や選定基準を見直して台帳の中で捕捉率を高めていくことを想定しております。また、③の使用中の用地につきましては、9,000平方メートルまで広げることで母数が広がりますので、全体の捕捉率の向上に役立つのではないかというふうに思っております。

捕捉率を高めて、それをどう使うかということではありますが、11ページです。まず、利用者の利便性を向上させていくという観点からいけば、今までエクセルの表、先ほどみていただいたとおりの見せ方だったのですが、今回からは、地図情報に落とし込んでこれを提供したいというふうに思っています。お示しの図はグーグルの図を借用させていただいておりますが、現在、特定の民間の事業者の方とこういった方向でやるということまでは

決め切っておりません。もちろん国土地理院の情報などもありますし、その他いろいろな地図情報があります。さまざまな可能性を有しておりますし、また、私どもがもっている政策ツールとしては、RE S A Sとの連携のあり方とか、そういった他の施策ツールに貢献する形での情報の提供の仕方、工業用地の情報を出していくといったことは、恐らく新たな観点として検討に値するのではないかというふうに思っています。

具体的には、地図上に適地をあらわすだけでなく、その形状の確認であったり、そこに行くのにどれぐらいかかるか、本社機能との近接性などが重視されておりますので、そういった、企業にとってまさに必要となるような情報を提示します。また、それに加えて、土地の概況、譲渡価格、できれば譲渡価格も相対価格ぐらいまで出せばいいのですが、所有者の方の理解も進めながら、詳細な情報をできる限り出していき、さらに検索機能を追加する、情報は随時更新できるようにする、そういったような形で利便性を向上させるということであります。

他方で、12 ページですけれども、今やっている調査の中で、先ほど申し上げた自治体に関する調査項目、これの代表的なものをここに記載しているわけなのですが、行政区画や人口、面積、こういったものについては今回廃止をしたほうがいいのではないかというふうに考えています。問題意識としては、企業に調べてもらえばそれで済むから廃止します、ではなく、できるだけ企業の方の負担を少なくするというのを念頭に置いておりますので、調べてもらえればそれで済むから廃止するのではなくて、他の方法で入手したほうが明らかに利便であって、かつ、少なくともそれ以外の場合でも、こういった情報をわざわざここに記載しなくても済むような場合といったものについては今回廃止させていただいて、他方で、個々の自治体や状況によって違っているような情報、あるいは更新頻度が高いようなもの、こういったものは残すという考え方で、右下の赤囲みですけれども、条例、窓口、これは自治体にとっても自分達のウリになりますので、これはしっかりとアピールするという意味でも残したいというふうに思っております。

あと、残り2点になります。この2点が特に重要だと考えておりますが、1つは、13 ページ、14 ページに記載しております調査項目の統合・重点化です。ここは少し詳細にお話をします。

行ったり来たりで申しわけないのですが、まず14 ページの左側、現在の調査項目、先ほどのエクセルで52項目と申しあげましたけれども、その項目です。今回、この灰色、グレーがかかっている部分は、廃止もしくは統合・合理化したいと思っている部分です。右側、

新しい項目になりますが、黄色がかかっている部分が、新設であったり統合したりした結果をまとめた調査項目となります。

その考え方なのですが、13 ページに戻っていただきまして、5つの観点で整理をしております。まず1つは、IDを付与して一元管理するというものです。地区コード、適地番号などです。旧項目でいくと1、2、4などに値する番号、こういったものは、1つの項目にまとめて3工場適地IDとして管理するということとなります。

それから、最新の動向を踏まえて調査内容を一新するものとして、2つ目の黒丸になりますけれども、内陸あるいは臨海の別というのがありました。これはそのまま書いているのです。先ほどのエクセルの表にもありましたけれども、単に番号で1か2かと書いているわけです。これよりは、むしろ企業の実情を考えれば、津波被害であったり高潮、そういったものへの対策ということが重視されていますので、海岸線までの距離、あるいは海拔という項目に一新したいと思います。

また、その下ですけれども、何万人までの都市ということで、現状5万人と20万人までの距離というのが、それぞれ43番、44番の項目で入っています。これは経緯をひもといてみると、優良な人材をできるだけ確保するがためにこういう項目を入れているということなのですが、それであれば、所在地の市町村の有効求人倍率、あるいは少し広域的な観点も含めて、隣接する市町村の有効求人倍率というものもずばり数字で書いたほうが利便に資すると思います。

3つ目ですけれども、最近の工業立地、用地を取得する際にあまり施設として整備されなくなったもの、あるいは自然条件といったものは廃止していいのではないかというふうに思っています。海水の利用の可否や表流水等、こういったものは廃止していかがかと。

4点目ですけれども、重複している項目というものもありました。例示として工場適地の形状、土地の提供可能年月というのがあります。22番と26番という項目になりますが、ただ、何を書いているかというのと、分譲済みか造成中かというのを書いているだけです。であれば、むしろ企業にとって大事なものは、いつからその土地が使えて、いつそれが造成されたのかという情報だと思いますので、そのように明確に書くということに尽きると思います。

最後、5番目のものとして、その他の最近の企業ニーズ等を反映するということでもありますけれども、私ども、企業に実際聞いて回ると、明らかにここに記載が足りないなというものを掲げさせていただいています。分譲可能区画数であったり、周りにどういった企

業が来ているかとか、あるいは自治体や所有者によっては入居希望の業種を掲げられているような用地もあります。あるいは、最近多いのは賃貸ですね。また、当たり前ののですが、ガスの記載がなかったりですとか、これからさらに増えるであろう通信環境、こういった項目というのは新設の番号として今回追加してはどうかと、これが6項目ほどあります。

それから一番下の行になりますけれども、用地に係る連絡先あるいは窓口関係というのは先ほどの部分と重複しますので、ここからは削除させていただくなど、こういった項目の整理の仕方をさせていただいて、結果として、14 ページのとおり、項目数は減ります。減るのですが、必要な情報と思われるものを中心に、かつ明確に数字も含めて企業に提供できるような形、それをさらに、戻りますけど地図上にインプットしていくというふうなことでいかがかと、これが1つであります。

もう一点重要な考え方として、15 ページ、16 ページになりますけれども、適地の調査ということで、選んでいるのです。実際、どうやって選んでいるか。今日、参考2という資料もお付けしていますが、ここに概要をまとめさせていただいております。幾つか観点があるのですけれども、まず各種マスタープランとの整合性を定性的にしっかりと把握して、反しないかどうか。実際この基準上では、考慮要因、配慮要因、適している、適していないといったような項目に分かれてチェックするということになっています。10項目あります。国土利用計画との関連、都市計画との関連等々です。最後、10番目の見直しに関する考え方まであります。

これらについては、これまでの工場立地法の趣旨、目的、経緯等を踏まえると、引き続き残すべきだというふうに考えておりますが、他方で、1つ我々としては、6番目の立地条件の経済性評価との関連につきまして、いかがなものかと思われるものもありますので、ここで合理化なり廃止なり、あるいは違う形にすることで、むしろ企業の方々、自治体の方々にとって役立つ調査にできないかという発想で、今回見直しをいたしたいと思っております。

具体的には下段のほうになるわけですが、経済性評価につきましては、小さい字で恐縮です、オレンジの枠囲みで書いていますが、面積から都市の集積まで6項目について定量的な評価を行うことになっています。点数をつけているということです。この6つのうち、3つをここで例示しています。Aの面積、Bの価格、Eの労働力、それぞれこれらの項目はウェイトづけ、重みづけをされておりまして、点数化されます。この1つ目の企業立地の立地条件の評価という項目では、経済性についての定量的基準として162点満点のうち

の132点を占めています。ウエートとしてはそれぐらいの重きです。

面積なのですが、皆さんみていただいておわかりのとおり、大きければ大きいほど高い評価になっています。これが現状のニーズとか経済実体に合っているかどうかということだと思います。立地に必要な面積は、それぞれの企業の実情やニーズ、その後の投資回収をどう考えるかによって変わってきます。ですから、大きければいいという考え方は、私はないと思っています。

2つ目の価格でありますけれども、これも安ければいいとなっています。いろいろな論点がありますが、当然都市部と地方とで、同じ値段というものに対する評価は違います。同じ7,000円でも評価は違います。あるいは相対価格。私も企業立地やっていましたけれども、営業するとき値段を下げたりして実際に交渉します。ですから、こういった絶対的な評価というものがここで成立するかどうか、すこぶる怪しいと思っています。

また労働力、先ほどもありましたけれども、良好な従業員を確保するという観点からは、都市の規模がそのままその評価に値するかといえば、必ずしもそうでないと思っています。なので、こういった項目については今回廃止をさせていただけないかというふうに思います。

2つ目の団地の造成主体の事業実施の難易度評価、これは2つの項目に分かれておりまして、AとBというのがあります。これが162点満点のうちの30点という位置づけになります。まずBについて申し上げますと、「土地利用計画との調整」とあるのですが、優良農地が含まれていないと高い評価、あるいは都市計画についていえば、用途の関係で工業系、青色系統の区域であれば高い評価であるといったようなことが書かれています。であれば、この上の定性的な評価の中で、都市計画あるいは農振地区との整合性といった面をしっかりと充実して評価すれば済むのではないかと思いますし、点数づけだけが果たして正しい評価なのかというと、これも疑問が残るというふうに思っています。

なので、15ページのオレンジ色の評価の部分、こういったものについては今回廃止をさせていただく一方で、16ページなのですけれども、残る事業実施の難易度評価のうち団地造成の難易度については、造成コストであったり地権者の人数、地権者の土地の分筆の状況、こういったものについては、企業の方々、地方公共団体の方々に話を伺い、また経験則で申し上げても、とても重要な企業立地に際しての必要な一次情報であるというふうな意見が非常に多くございます。

従いまして、14ページに戻っていただいて恐縮なのですが、この新しい調査項目の17

番と 22 番に、地権者の人数、地形、起伏の多寡まで含めて今回追記させていただくことで、ユーザーサイドにとってより利便性の高い内容の適地調査とすることでいかがかというふうに考えているところであります。

以上がここまでの資料のご説明です。残り一、二分で私どもの思いも込めて申し上げますと、冒頭、飯田のほうから申し上げましたように、大変重要な見直しであるというふうに思っております。やればやるほど深みがあって、単なる調査の見直しにとどまらない範囲であると思っております。地域経済政策の戦後の歴史を俯瞰しますと、最初は、三大工業地区の立地にどのように重化学工業を適正配分するかという観点から、工業用地もその他のインフラと合わせて国家のほうで整備してきたということが入り口になって、その後、分野は変われども、地方の経済圏にそういったものをうまく適正配置していくようなさまざまな法律・制度がつくられてきました。工場立地法については、工場再配置法と合わせて高度成長期に、他のそういった環境規制などが及ぼす影響を鑑みながら制定し、インフラ整備も含めて促進してきた法体系であるというふうに思っております。

他方で、現状は大都市圏も含めた産業集積や中心市街地の再活性化など、かつてのように産業のパイの配置や配分にとどまらず、縮小に対してどう手を打っていくかという時代に達していると思います。かつ、私どもも政策として全庁的に取り組んでおりますけれども、コネクティッド・インダストリーといいますか、AI、ロボットや人工知能がどんどん物と物をつなげていって、企業の生産活動や行動、あるいは用地の取得などに至るまで、恐らく、大幅にその行動様式というものを変えていく時代になると思うのです。そういった時代に、産業基盤整備として、こういった形で適地を我々国家政策として企業の皆様に提供していけるか、情報も含めて提供していけるかということだと思っております。

そうしますと、先ほど来ありますように、エビデンスに基づく行政というのが施策の原点になると思います。残念ながら工場適地については、全国規模でどこにこういったものが、遊休地も含めてこういった事情で実存していて問題があるのかというのを、まず今回は把握したいがためにやらせていただけないかと、そういった背景、問題意識がございまして、是非、今日この場で、松原先生の仕切りのもとで皆さんの英知をいただければというふうに思っております。

以上でございます。

○松原委員長　それでは、今、伊藤企画官から非常に詳しく、背景も含めてご説明いただきました。意見のある方、ご質問等ありましたら受けませんが、プレートを立てていただ

ければ私のほうで指名させていただきます。

まずは見直す方向について、異議のある方いらっしゃいますか。よろしいですか。

見直しの内容について、より具体的なお質問、ご意見等いただければと思いますが、いかがでしょうか。

それでは、田島委員、お願いいたします。

○田島委員　ご報告ありがとうございます。昭和30年代につくられた調査を今の経済状況に合わせて見直すということ、ぜひ進めていただきたいと思います。その中で、昭和30年代と今とで何が違うかということで二つ指摘したいのですが、第一にはこちらの工場適地調査の中で提供しなくてもほかで集められる情報が非常に多くなっている点かと思えます。もう一つは、当時建てられた工場と今建てようとしている工場というのは生産する物も設備もまるで違うものになっているという点が違うと思います。最初のほうの、ほかで得られる情報に対して何をするかということであると、今これは、事務局からのご報告にもあったように、さまざまなデータベースが各省庁からの統計として公表されていますので、それをどうつなげるかというところが、費用を効率的に使える情報をつくるという中でとても大切になってくると思います。

IDを付して、自治体の情報であるとかそういったところを管理されるということでしたが、恐らく国勢調査に使われているような、何桁目は市町村に関する情報でとか、そういった形のIDの付し方をイメージされているのかなというふうに想像はしたのですが、こういったものの付し方で恐らくデータベースの統合の効率がまるで変わってくると思われまので、そういったところについては、技術的な面の専門家による精緻な検討をお願いしたいというふうに考えています。

もう一つは、位置を特定するということが非常に重要だと思ひまして、大きな工場が立地できるような地方部ですと、地番がわかっても、実際にはどこの経度・緯度の座標なのかということがわからないというような状況がほとんどかと思われまので、そういった位置を確実に簡便な方法で把握するということは、ぜひ心を配っていただきたいと思ひます。

ですので、国土交通省が公表している国土数値情報にあるようなポリゴンの情報がとればもちろん一番いいのですが、それは非常にコストのかかることになりますので、こういった情報があれば比較的正確な位置がとれるのかということも、ぜひご検討をお願いしたいと思ひます。

最後に、RESASですとかe-Statですとか、一般の方が情報をとりに行くところとの連携ということで、RESASなどは今市町村ごとに、どこからどれだけ通勤しているというような比率や人数も含めて簡単に把握できるようになっていますので、そういったところも考えると、どんな人材にアクセスできるのかということもかなり得られるようになっていくかと思っておりますので、ぜひ有効に活用していただきたいと思っております。

以上です。

○松原委員長 3点ご質問いただきまして、お答えいただいている間に、ご意見ある方は、立てていただければ次に指名いたします。

どうつなげていくかというIDのつけ方については、これからですかね、どうですか。

○伊藤企画官 これからになります。いただいたご意見を参考にさせていただきます。

○松原委員長 2番目、これもカーナビゲーションで工場へ私なども行きますと、正門に着かずに物流倉庫のほうに行ったりするのですよね。ですから、どの位置なのかというか、ここはなかなか難しいところなのですが、GISの専門家あたりといろいろ議論していく必要があるのかなど。この辺のアイデア、何かありますか。

どうぞ、田島委員。

○田島委員 車で行ける位置に出てくるというのはすごく大事なかなと思います。接道箇所ということですね。

○松原委員長 これからの検討課題ですかね。

3点目のRESAS、ここもどうつなげていくかということともかかわるのでしょうか、いかがでしょうか

○伊藤企画官 これは、できれば来年度に関係者の方にアンケートなどをとって、ご指摘をふまえて、見直しに加えていきたいというふうに、私どもとしては思っています。

○松原委員長 今、まち・ひと・しごと創生本部でも、RESASのいろいろな勉強会とかワークショップなどもやっていますので、これからのワークショップなどのところで、私もちょっとかかわっておりますので、工場適地調査と連動できるようなものはどんなものなのか、インターネット上でうまくつなげていくにはどうしたらいいかという、その辺のアイデアも必要かなというふうに思っております。

ほかにいかがでしょうか。

それでは、飛田委員、お願いします。

○飛田委員 ありがとうございます。質問でございますが、14ページのところの調査の

新旧比較というところで、私も、基本的には今回取り組まれようとしていることに賛成でございますが、この細かい項目を拝見していただきまして、例えば最近では、機器を無人監視するといったようなこともよく行われるようになってございます。そうしますと、その場合の電波環境とか通信等のインフラがどのようになっているかということも一つの条件になってくるのではないかと素人ながらに思うのですが、そういうようなことはどう考えたらいいかということが1点でございます。

それからエネルギー関係でまいりますと、新しい傾向としては、地産地消のエネルギーというような考え方を実行に移しておられる地域もあると伺っておりますが、そういう意味ではエネルギーの環境ですね。ここに上下水道とか電圧とかガスとかといろいろございますけれども、例えばガスでも、そんなに勢いよく進んでいるというわけではないようですけれども、地域間の導管網をもう少し増やしていこうという取り組みもございまして、石油等については、むしろ逆に高度化を図っていく必要があつて、従来型のものを縮小してお互いに精油の施設を共有していくとか、あるいはまた、ためておく施設も共有して使いたいというような動きもあると伺っております。そういうような、まずエネルギーの問題とか通信の問題についてお尋ねいたしたいと思います。

○松原委員長　　どうもありがとうございました。

右側の項目で行きますと、27番の電圧、28番のガスあたりがエネルギー関連ですね。電波は、37番にインターネット回線というのがありますけれども、その辺いかがでしょうか。

○伊藤企画官　　恐らく調査項目については、皆さんこういったものはより詳細にとか、あるいは追加してはどうかというのはおありだと思います。座長とも相談したいと思いますが、今おっしゃったような、例えば通信環境のうちの電波の届く範囲であるとか強さとか拾える能力、そういった環境については全くこの中には入っていませんので、そういったご提案があれば、例えばこの委員会で全て出し切らずとも、後日にでも文章でいただいて、その上で座長と私どもで相談して、一旦それらをまた追加したものを調査項目として加えさせていただいた上で、改めて皆さんに文面でお知らせするといったような形でいかがかというふうには思っております。

要は、今日ここで記載しているのは、何もこれが全てと言い切るつもりはなくて、さらに中長期的にみれば、3年、5年と調査をやっていく中で信頼度が高まって、多分さらにいろいろ詳細なご意見が出てくると思うのです、時代も変わると思いますが、ですから、ここからは柔軟に項目を捉えていただければというふうには思っております。

○松原委員長　　どうぞ、飛田委員。

○飛田委員　　再生可能エネルギー等、再生に限りませんが、エネルギーの地産地消のような動きも、もし実際に活用可能であれば、やはり大変大きな項目になってくるかと思っておりますので、ご検討をいただければと思います。

○松原委員長　　それでは、その辺は検討していただくということで、ほかにはいかがでしょうか。

自治体の方からのご意見等もいただいたほうが良いと思います。それでは、北村委員、お願いいたします。

○北村委員　　ご説明ありがとうございました。私どもは、誘致する上で情報として非常に活用したいという面と、もう一方で、市町村の方もいらっしゃっておりますけれども、調査する上で9,000平米以上ということでボリュームも多くなりますので、それにどのように対応していくかというところが課題としてございます。

先ほどマスターファイルというお話がありましたけれども、初期の段階でかなり精度の高いものを作成していただくというのが非常に大事になってくるのかなということが1つと、あと、要素の中に地権者ですとか地形ですとか、自治体のレベルまで、市町村のレベルまで下がったとしても、なかなか自治体のほうで把握するというのが難しい要素が多いたと思いますので、そこら辺をどのようにクリアしていくのかというのが課題になってくるのかなと思っております。

○松原委員長　　今お気づきで、何か難しそうだなというのはありますか。

○北村委員　　今申し上げたように地形ですとか、自治体の規模等によって異なると思いますが、精緻に基準に合ったものを全て調査するとなると、かなりの人なり予算なりというのが、実際にはそういったものは確保しているところがないと思っておりますので、そういった中で、企業の皆様にいいものをつくるという趣旨は理解できるのですが、一方で調査する側としては、いかがかという点が残るかと思っております。

○松原委員長　　貴重なご意見ありがとうございました。

自治体の方お二人、もしよろしければ、関連する質問もあるかと思っておりますので、中田委員、樋口委員の順でお願いいたします。

○中田委員　　それでは、失礼をいたします。今回の調査項目、この14ページの右側が一番の重要なところであろうかと思っております。我々は情報を提供する立場の側になるわけですが、この調査項目につきましては、先ほどもご発言ありましたけれども、あとも

う少しよく練る必要があるのかなというふうに思います。幅広く意見を求めて、いいものをつくればいいというふうに考えます。そして、時がたてば不整合な部分も出てまいりましょうから、将来、柔軟に見直しをしていくということも必要であろうかと思えます。

情報を提供する側として、どうしても自分の町の状況に置きかえて考えてしまうわけなのですが、我が市としては、出したくてもなかなか出せない状況であるのです。といいますのが、適地がなかなかないということなのです。これはここで申し上げても仕方がないところではあるのですが、我が市では、企業誘致の話は結構あるにしても、農業関係の法律規制、縛りがあって、なかなかそれがままならないというところが一番の悩みであります。そういった点も将来何とか改善していただければ、非常にありがたいなというふうに考えています。今日の話題とは若干それですけれども。

○松原委員長　　そうすると、工場適地調書をそれぞれ全国の地方公共団体に出したとしても、適地なしという回答が結構あるというのを想定するところですか。

○中田委員　　そうですね。地域によって事情は違うかと思いますが、岡山県の場合は都市計画の関係が、50年前になされたものをいまだに大きく変えず、ほとんどそのまま現在に至っていると。当方から申し上げますと、総社市というところは非常に市街化区域が少なく、農業振興地域が多くて、適地がなかなかないというのが一番の悩みなのです。そして道路交通網も整備されて、インターチェンジも来て、その周辺に引き合いはあるものの適地にはならないという大きな悩みを抱えております。そこが一番の悩みです。

○松原委員長　　その辺は、制度設計をどうしていくかというか、そういう回答が多くなったときにどうするかというのもちよっと考えなくてはいけない。

○中田委員　　そういう意味では、この後ご説明もあると思うのですが未来法ですね、これには非常に期待しておるところであります。よろしくお願ひしたいと思えます。

○松原委員長　　それでは、樋口委員、お願いします。

○樋口委員　　新潟県聖籠町から参りました樋口でございます。11 ページにある地図、最終的なアウトプットのイメージがこういう形なのかなというふうに思っております。実際問題、私どもも工場について、グーグルのマップとか、それこそストリートビューをみながら、そこはどうなっているのかななどを調べたりするところが現状です。

イメージで、こういった地図を使って情報が出るということであれば、目でみてわかる情報というのは、いずれ調査項目からなくなっていくのかなと。今回の調査項目としては、駅までの距離とか細かなところがございますけれども、それは、いずれ調査をやっていく

上なのか、使用するマップのものなののでしょうか、目でみてわかるものは、変な話、グループなどを使えば2点間、クリック・クリックで距離もすぐ出るのが現状ですので、いずれにしろ項目につきましては、これからまたやっていく上で少し変わっていくのかなと、そういうふうに思った次第です。

以上です。

○松原委員長 マップでもみられるものというのは、エクセルの表では要らないということになるのですかね。

○樋口委員 目でみてわかるものは、情報としてのマップでわかりますね。

○松原委員長 どうですか。

○伊藤企画官 おっしゃるとおり、年数が経てば経つほど、多分少なくとも初年度よりは負担がなくなっていて、その更新であるとか修正、加筆といったファイルの管理の仕方になりますし、将来的には随時更新していけるような仕組みになることを目指したいというふうに思っていますので、今おっしゃった点も含めて、負担はどんどん減らしつつ、ただ情報量はさらに必要なものは増やしていく、そういう運営になることを目指したいというふうに思っています。

○松原委員長 今いわれた点、私からで申し訳ありませんけれども、あまり随時更新し過ぎると、今度過去をたどれなくなったりすることもあるので、そこはなかなか難しいところで、地図であらわすものと、その背景にちゃんとしたデータベースをもっておく、両方参照できる形でのやり方もあるかなと思います。

企業側ということで、伊藤委員、いかがでしょう。

○伊藤委員 住友化学の伊藤でございます。今あるエクセルの表、実際に私もみてみまして、すごく膨大なものを感じました。では、私どもがどう使うかということ、多分用地の一次スクリーニングのときに、必要な情報って何なのだろうなど。これは多分企業によっても違うのだと思うのですが、イメージをしてきたのは、例えば電気製品の比較サイトみたいなのがあったとしたら、例えば冷蔵庫にすると、まず最初に、大きさは幾らぐらいで、電気代がどれぐらいでと比べてみて、一次スクリーニングをした後に、今度はより詳しくみていくということができるようになっているので、一次スクリーニング用に使うのか、本当に決めるために使うのかということだと思います。本当に決めるときには、多分このサイトではなくて、本当に現地に行くのか、そこの市町村に行くのでしょうか、そこにつなげられるものがあつたらいいのになあと、素直に感じたところでございま

す。

それと、皆様のところでは決してないでしょうけど、弊社でよくあるデータベースの失敗は、何かのデータを手入力して年に1回入れますというのは、誤入力はあるわ、忘れることもあるわというのがすごく多くて、結局使えなくなってくるというのがあって、例えば土地の事案であったら、路線価のページにダイレクトにどこか飛んでいくとかというようにしておかれたほうが楽なのかなと思います。ですが、その相手先のリンクがよく変わって、また使えないなどものすごく労力をかけているのも事実でございますので、ユーザーフレンドリーでどういうスクリーニング用にやっていく、幾らぐらいの階層がいいのかというご意見をぜひ伺っていただければと思いました。

○松原委員長　　ありがとうございました。

14 ページあたりのところの項目が、同じようなレベルで並んでいるということですよ。全国ずっと並べたときに、何をもとにしてスクリーニングをまずかけていくのか、だんだん絞り込んでいくとどうなのかというところの階層性みたいなものを確認するというご指摘ですかね。

○伊藤委員　　そうですね。あと、同じページで、例えばAとBとCが比較できるということありがたいなという気はします。

○松原委員長　　貴重なご意見、ありがとうございました。

浦田委員、いかがでしょうか。

○浦田委員　　14 ページの項目、使い方としては、今、伊藤委員がいわれたように、企業側からすると、全国俯瞰して自分の希望している条件がうまくそろっているところを幾つかピックアップして、それで実際に当たりがつけば、土地をかなりの値段で買うのでしょから、現地へ行っているいろいろな情報収集したりということがないと、多分ゴーサインは出せないだろうと思うので、そういう意味では、全国にいろいろな土地がある中のものをうまく当たりをつけられるような検索ができる仕組みになっていると、非常に使いやすいかなという感じがします。

この項目でみると、今度入力する側のほうからいうと、地形などは、検索をするとすれば、いろいろなことが書いてあると全部出てきてしまうので、検索しやすいような整理にしないと、いろいろ書いても結局使えない、ただいろいろ書いてあるということになってしまうので、この辺はどういうふうの中を書くのかというのは少し検討が必要かと思えます。多分、好きに書いてというと、自治体は非常に苦労するのかなという感じがします。

数字とかは、数字を入れればいいだけなのでそんなに悩むことはないと思うのですけれども、そこら辺はそんな感じかなと思います。

それから、自治体の方にはあまりいい話ではないのかもしれませんが、5ページの表をみると、例えば表3とかをみると、より小さいほうが立地は多いというのは厳然と出ている。そうすると、9,000平米だとまだ少し大きい、もう少し規模は小さいほうがよいということもあると思います。それでうまく検索できるのであれば、数はあまり問題ではないのかなという感じもしますけれども、入力する側の労力とかということを考えれば、見直しの8ページのところでいえば、「まずは」と書いてあるので、ということは、いろいろデータの精度をきちっとしながら段階的にやっていかれるという趣旨なのかなというふうに理解します。

自治体の方のご負担も考えると、まずは少し下げてやってみるということでもいいのかなという感じはしますけれども、心としては、実際には求められているデータはもう少し規模の小さいところのほうがニーズはあるのかなという感じもしますので、段階的にということであれば理解しますけれども、そちらのほうがニーズはある程度あるのかなという感じがします。

○松原委員長　　どうもありがとうございました。

検索のことと、自治体の方が入力するときのプルダウンメニューみたいな形で、少し検索しやすいような入力方法というのものもあるのかなということですね。そして面積に関してはいろいろ議論があるところかと思いますが、伊藤企画官、ありますか。

○伊藤企画官　　私どもも、捕捉率を高めたいという期待値からは、実際おっしゃるような件数が多い小さい規模の用地まで含めて実施したいのが本音ではありますが、他方で調査ですので、信頼性があって初めてご協力もいただけるという現実もありますので、そのバランスの中で今回は、9,000平方メートルという数字を基準にさせていただいています。それでも、かなり多くが捕捉できますので、一旦、まずそれで成果を皆様にお示しして、さらに改善を加えていく中で、もっとやってみたほうがいいのではないかとといった動きが出てくれば、さらに裾野を広げたいというふうに思います。

○松原委員長　　面積に関して、関連して何かご意見あれば。いいですか。飛田委員、ありますか。どうぞ。

○飛田委員　　面積が広過ぎると、というご意見が今ございましたけれども、実際に私などが暮らしの視点から考えますと、社会的なインフラの問題が大変気になります。遊休地

を何とか生かして工場適地であるところに誘致をしようということであれば、社会のインフラとしては、病院があるかどうか、学校があるかどうか、公園があるかどうか、そういう地域社会の中で暮らされる、また、ここの工場で働かれる方々の生活のための利便施設といったらいいでしょうか、それから役所までの距離とかいろいろあるかもしれませんが、先ほどのところでいろいろ道路とか駅とかポイントの中に挙げていただいているのですけれども、そういう社会的インフラ、社会基盤的なものがなければ、また自治体の方、その地域の方や会社の方もそうでしょうけど、そのインフラづくりというのは大変なことになるのではないかなと思ったりして、その辺は、この項目を生かせるような形、調査をより身近なものにしていって、具体的に活用し得るものにするということとどう関係づけていいのかわからないのですが、ちょっと気がかりな点でございます。

○松原委員長　　ありがとうございました。

今、国土交通省で、国土数値情報の中長期的な見直しの会議などもやっております。ここでは、ご指摘にありますような生活にかかわるようなインフラというのがいろいろ挙げられてくると思いますので、先ほど田島委員からもありましたように、他のデータベース、数値情報とうまくつないでいく、いろいろな観点からみられる、やはりこれはつなげ方かなと思います。この工場適地調査で全てというのはなかなか難しいと思いますので、つないでいくという方向で考えていただければなというふうに思っております。

よろしいでしょうか。

それでは、清水委員。

○清水委員　　世の中のニーズを踏まえた上で工場適地調査の見直しを前向きにやられるということは、とてもよいことではないかと思っております。また、地図とか写真というのは、非常にたくさんの情報を、用地を探す方に与えますので、効果的に使っていくということはとてもよいことだと思います。

あと、14ページの項目のところですけれども、地域産業政策的な関連なのですけれども、地域でこういう業種に来てほしいとか、そういった思いを表現できるようなところというのは、ここでいうと、例えば15とかそういったものが入ってくるのかどうかということ。

それに関連しますと、前の19が15と関連しているところかなというふうに思ったりもしたのですが、その違いですとか、あるいは業種に関しましても、今までと比べますと、今後、より新しい横断的な業種ですとか、施設にしましても工場だけではなくて、例えばプラントを展示するようなものとか新しいものというのも入ってくるというような、そう

いったイメージというのはあるのでしょうか。

○松原委員長　ご質問ということになると、14 ページで行きますと、前の項目は 19 番あたりのところと、右側のところだと新しく黄色で書いていますので 15 番のところ。黄色に書いているものというのは、前の 19 とどう違う形で考えられたのかというご質問だと思いますが、伊藤企画官、どうでしょう。

○伊藤企画官　現状の調査は、入居希望は、業種について特記する事項として「入居希望業種等」という書き方で、若干聞き取っている内容が曖昧だったりして、書かない場合も結構あったりするということもあるのですね。他方で、今おっしゃったように、特に賃貸にする、しないとか、どういった業種が地元として期待されているかという情報は、先ほどスクリーニングするというお話がありましたけど、その中に入ってくる情報として評価する人が多いので、今回 15 番目、黄色に書いていますが、もっと具体的にしっかりと書き切ってくださいという意図を込めて、こういった表記の仕方に今回させていただいた、対象施設まで入れて書いてくださいということにしているということです。

○松原委員長　よろしいでしょうか。自治体側としては、どの業種というのはなかなか難しい部分もあるかなと思いますよね。そういう面では、かなりたくさんの業種が並ぶという可能性もあったりするかなと思いますので、その辺の検討は必要かなと思います。

ほかにいかがでしょうか。大分時間をかけておりますけれども、まだありましたら、どうぞ遠慮なく。

北村委員、お願いします。

○北村委員　先ほど一遍にいえばよかったのですが、有効求人倍率という項目が入っているのですが、企業サイドからはよく問い合わせがある項目ですので非常に有用な情報だと思うのですが、これについては随時性がありますので、調査とは独立した形でリアルタイムに表示するような方法を考えられたほうがいいかなという気がいたしました。

もう一点、この調査が進展して遊休地の活用というところも重要な要素なのだと思うのですが、逆にいうと、遊休地があぶり出されるといいますか、そういった部分が出てくると思いますので、そういったものに対してどのように活用していくかというような施策なり方策というのをおわせてご検討いただければ、地方としてはありがたいという願いです。

以上です。

○松原委員長　貴重なご指摘、ありがとうございます。ここは検討いただくというこ

とでよろしいでしょうか。

ほかにいかがでしょうか。まだまだ検討しなければいけない点やご意見等あるかと思えますけれども、時間を限ってご意見いただく、これは最後のほうでいただけますか。

○伊藤企画官 はい。

○松原委員長 では、この見直しについての具体的な検討事項等のご意見をいただく期限等、その辺は後で確認させていただきます。

ほかにご意見なければ、17 ページのところから、まだご説明いただいていないところがありますので、伊藤企画官からこの点をお願いいたします。

○伊藤企画官 皆様、ありがとうございました。この後、これらの見直し後の調査をどう進めていくのかの説明を致します。他方で、特に調査項目についてご意見をたくさんいただきましたので、これにつきましては、例えば12月いっぱいであるとか1カ月後ぐらいまでさらに意見を皆様から求め、それをとりまとめて、委員長と相談した上で、改めてその結果をご報告するという形にさせていただきつつ、方向感としてよろしければ、17 ページ、18 ページ目のような進め方をしていくということになります。

17 ページは「役割の明確化」というふうに書いていますが、今までと基本的に変わるものではありません。市町村の方々に用地について調査簿に登録していただきながら、都道府県の方は、そういった情報に不足がある、あるいは都道府県で造成している団地などを追記していただいた上で、各経産局において、先ほどの選定基準に基づいて適地を確認するということになります。私どもの本省のほうで、それをとりまとめて公表するという流れです。

18 ページでございませうけど、今年度末までに今の調査項目をさらに精緻化することに加えまして、実施要領あるいはシステムを構築することをご希望したいと思います。4月から新たな適地調査というのをスタートしたいと思っています。

従いまして、現行の適地調査について、実は今年度29年度の調査はまだやっていないのですけれども、私ども、この新たな調査に切りかえることに作業を集中させていただきたいと思っております。今年度は実施しないということにしたいと思っております。

4月以降ですが、下からみていただくと③、市町村が適地を発掘して、④ですけれども、都道府県が作業の助言等を行い、⑤、過不足の確認を行う。これを夏までに行っていた上で現地調査などを行っていきたくと思っています。先ほど田島委員からもありましたけど、道路にきちっと面したところに表記されないと困る等々ありますが、これは多少

時間がかかると思いますが、できれば実地の調査をして緯度・経度まで、全部は無理かもしれませんが、しっかりと局の方にも加わっていただいて把握し切るということをやりたいと思います。

その上で調査簿を作成して、来年の今ごろには、地図上できちっと公開できているような形までたどり着きたいと思います。ただ、重要なのは青色の丸、3カ所ありますが、特に両端2つなのですけど、この見直しの検討を3月末までにやっていく上で、自治体の方にしっかりと協力をいただく、理解をいただく、納得感をもってやっていただくということが大事だと思います。何度でも説明会をやりたいと思います。来年の今ごろ公開すると申し上げましたが、事前に仕上がりをご協力いただいた関係者の方にはぜひ一度みていただきたい。そういったことを含めて、仕上がりのための説明会というのをしっかりとやりたいというふうに思っております。各年度こういったスケジュールで、毎年1回ずつやっていくということでぜひ進めさせていただければというふうに思っております。

以上でございます。

○松原委員長　今17ページ、18ページについてご説明いただきましたけれども、これに関して、何かご質問、ご意見ありますでしょうか。よろしいでしょうか。

全体を通じて何かありましたら。ご遠慮なく。大丈夫ですか。

どうぞ、伊藤委員。

○伊藤委員　これは、民間からこういう土地が出てきそうなのだけというのは、市町村にいらっしゃいますとかというアナウンスは何かあるのですか。

○伊藤企画官　します。

○伊藤委員　これは別に出てくるということでしょうか。

○伊藤企画官　そうです。

○松原委員長　よろしいでしょうか。

伊藤委員、ありがとうございました。

ほかにはいかがでしょうか。

○伊藤企画官　民有地が一番難しいと思っています。かつ大事というか、敷地内の使っていない駐車場の空き地とか結構ありますよね、ああいったものをどこまで把握できるかというのは、実は用地がないというお話がありましたけど、民有地ではまだあると思いますし、チャレンジしたい分野であります。チャレンジと申し上げたのは、個人の情報でもありますので、結局不動産協会等の協力をしっかりお願いしていくことに尽きると

思っています。大事なはその公表の仕方。あまりつぶさに全部出すと個別情報の扱いをどうするのかといった論点が出てくると思いますし、そこはよく実施要領などで詳細を、今、伊藤委員おっしゃったような形でまとめていきたいというふうに思っています。

○松原委員長　ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、細かい見直しの項目等につきましては、また事務局のほうに出していただくことにしまして、全体の方向性について確認させていただきます。貴重なご意見等、ありがとうございました。

皆様からのご意見をいただきまして、本日示されました工場適地調査の見直し、これに当たっての具体的な考え方についてご了解いただけたということによろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございます。それでは、工場適地調査の見直しに当たっての考え方については、当小委員会として了承したということになります。

今後、実務的な実施要領や調査票、その他調査資料の改定作業等につきましては、私と事務局に一任いただくということによろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

どうもありがとうございました。重要な議題、時間をかけてご審議いただきまして、ありがとうございました。

それでは、続きまして、これは報告事項になりますけれども、地域未来投資促進法の施行状況等につきまして、田岡室長からご説明をお願いいたします。

○田岡室長　それでは、私のほうから資料4の地域未来投資促進法の現状、進捗をご報告させていただきます。

前回のこの委員会で、法律が成立して、こういう概要の法律がこれから始まるということとはご説明をさせていただいたかと思います。時間の関係もありますので、もう一度3ページのところをご覧いただければと思います。

地域経済牽引事業という概念を定義させていただいておりまして、地域の特性を生かして高い付加価値を創出して、地域の事業者に対して相当の経済的波及効果を及ぼすものを地域経済牽引事業というふうに定義をしまして、この事業プロジェクトを応援していくというのが法律でございます。市町村と都道府県が一緒になって基本計画をつくります。これをそれぞれの地域で、どういう地域の特性を活用して、どういう分野を伸ばしていくのかというのを計画として立てていただきます。地域の事業者さんに、その基本計画に沿っ

た事業プロジェクトを地域経済牽引事業計画ということでつくっていただきまして、これを原則都道府県知事が承認をいたしますと、予算や税制や金融など、また規制の特例措置など、パッケージで国として支援措置を用意しておりますので、ニーズに応じて活用できるということになっております。

まず、この市町村及び都道府県の基本計画の状況は、5ページをご覧ください。7月31日に法律が施行されまして、第1グループとして9月の末に39道府県と関係市町村から70の基本計画が出されまして、国が同意の手続というのをとらせていただきました。こちらが日本地図上に表示しておりますけれども、青いマークの県は全域を対象とした基本計画、黄緑の色を塗った道府県につきましては、その道府県内の一部の地域で策定がされているという状況でございます。

足元の動きでございますけれども、さらに第2グループとして今、数十の基本計画の申請がございまして、年内にも、早ければ来週にもさらに国が同意をするということで今準備をしております、事業者さんが事業プロジェクトをする前提での自治体の基本計画については、かなり整いつつあるというのが今の状況でございます。

1ページ戻っていただきまして、4ページでございます。予算、税制、金融、情報、規制の特例などでそれぞれ支援措置を準備しておりますけれども、来年度に向けても、支援措置を拡充する方向で要求をしているところでございます。予算のところでございます、左上でございますが、地域中核企業・中小企業等連携支援事業ということで、30年度概算要求は178億円、研究開発から設備投資までの補助なども含めて拡充の方向で要求しております。

それから、③の金融に関する支援措置でございますと、政府系金融機関による金融支援、これは来年度措置できるように要求をしております。このほか補正予算なども何とかいろいろ要求をしております、こういったもので地域未来促進法に基づく支援措置の拡充というところもしっかりやってまいりたいというふうに思っております。

基本計画は、かなり各自治体さん、おかげさまで申請をしていただいておりますので、これから事業計画は多く動き出すということになっております。既にもう数十の事業計画、承認をされて動き始めております。今後3年間で2,000社以上を支援するというのが法律のKPIになっておりますので、しっかりPDCAサイクルを回しながらやってまいりたいと思っております。

以上でございます。

○松原委員長 田岡室長、ありがとうございました。

ご質問、ご意見ありましたら、どうでしょうか。

飛田委員、お願いします。

○飛田委員 ご説明ありがとうございました。大変興味深くお話をお伺いしましたが、続々と寄せられている計画はどういうものが多いのか、その一端をご紹介いただけないでしょうか。

○松原委員長 お願いします。

○田岡室長 既に第1グループで70の基本計画を策定しております。自治体ごとに複数の分野を進めていきたいというふうに書かれておりますけれども、今までの地域経済を支えていたものづくりの分野もございまして、そのみならず、IoTなどを活用した第4次産業革命の事業をやっていききたいとか、観光・スポーツ・文化まちづくり、農林水産の分野といったところ、ヘルスケアとか教育とか、それから、総社市さんもおみえになりましたけれども、物流インフラの整備をしていこうというような基本計画など多岐にわたっておりまして、それぞれの地域の特性を活用してやっていこうという意欲的な計画をつくっていただいております。

○飛田委員 ありがとうございました。

○松原委員長 よろしいでしょうか。参考のところでは幾つか、同意した基本計画のところでは青森県の弘前市と千葉県柏市の例が出ていますが、これは基本計画ですので、この中でまた事業が出てくるということでしょうか。

○田岡室長 そうですね。

○松原委員長 ほかにいかがでしょうか。

私からちょっといいですか。地方創生交付金の概算要求1,070億円と出ていますけれども、これ全てではなく、この中でということですよ。

○田岡室長 そうです。

○松原委員長 特に割合とかというのは出ていない。

○田岡室長 そうです。

○松原委員長 ほかにいかがでしょうか。交付金を使えるということも非常にインパクトがあるものだというふうに思っておりますけれども、いかがでしょうか。

これからだんだん出てくると、今度それをちゃんと把握するのも大変になってくると思うのです。相当数の事業となってきますよね。その辺もしっかりと押さえていただくと

ということになると思いますが、ほかにいかがでしょうか。

飛田委員、お願いします。

○飛田委員　　今、参考のところも拝見させていただいているのですが、例えば、昨今耳にいたしますことで心配いたしますのは技術分野、例えば電気でもそうですし、社会のインフラになるような分野の技術者の育成、有資格者の育成などが大変難しくなっているということを伺います。人口がだんだん減っていくということももちろん背景にはあると思うのですが、熟練の団塊の世代などが退職した後のこれからの技術の伝承などということをよく耳にするところなのですが、教育的なことに関して地域の未来、何といってもサービス産業ばかりでは世の中もちませんので、そのあたりを心配するのですが、技術者の育成とか、何か少し固い分野などの話はないものでしょうか。

○松原委員長　　どうでしょうか、田岡室長。

○田岡室長　　まず、この地域未来投資促進法におきます自治体の基本計画の一番の骨格のところは、事業者さんの具体的な事業プロジェクトのところ、どういう地域特性を活用してどういう分野をやっていくかということが定められておまして、そこを応援するというのが基本なのでございますが、その事業者さんを支援する側の支援機関にこういったものを期待するかということも書き込んでございまして、まさに事業者さんを取り囲む支援側として、地域の産学官金の方々の参画を期待しているところございまして、その支援の中で人づくりみたいなのが入ってくるのではないかなというふうに思っております。

そのあたりは、今後また法律の中で、先ほどちょっと説明を省略させていただきましたけれども、3ページの左下のほうの四角で、支援機関の連携支援計画というようなスキームも用意をしております。大学やいろいろな地域の研究機関などが、また産業支援機関とかございますが、連携して行う地域経済牽引事業に対する支援についての計画、これも私も承認をして後押ししていこうと思っておりますので、こういったところは今いろいろな具体的な相談を受けているところでございますので、今後、力を入れてやっていきたいと思っております。

○飛田委員　　ありがとうございました。

○松原委員長　　よろしいでしょうか。ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。まだこれからどんどん進んでいくところありますので、また工場立地法検討小委員会でもご紹介をしていただければというふうに思っております。

全体を通じまして、何かご質問、ご意見ありましたら。今日、申し訳ありませんでしたが、オブザーバーの方にご意見聞く機会を設けなかったのですが、何かあればですが、よろしいでしょうか。こういう形で工場適地調査を改めてしますので、経済産業省だけではなくて、他省庁の方にもいろいろご協力いただければと思っております。よろしくお願いいたします。

ありがとうございました。ほかになれば、少し早めかもしれませんが、産業構造審議会地域経済産業分科会の第 35 回工場立地法検討小委員会をこれにて閉会いたします。本日は、ご出席ありがとうございました。

——了——